

# 予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

## 事業名 失語症意思疎通支援者養成・派遣事業費（国補）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号：058-272-1111（内 2608）

E-mail： [c11226@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 3,759 千円（前年度予算額：3,837 千円）

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,837	1,918	0	0	0	0	0	0	1,919
要求額	3,759	1,879	0	0	0	0	0	0	1,880
決定額									

## 2 要求内容

### （1）要求の趣旨（現状と課題）

#### 【失語症とは】

失語症は、脳損傷、脳卒中など脳血管障害に起因する高次脳機能障害の一種。言語機能に障害を負ったもの。個人差が大きく失語症と本人及び周囲の人間が認識していない場合も多い。しかし、社会生活に困難を生じている場合が多く支援が必要とされている。

#### 【失語症者数】

失語症者は、全国で約 20～50 万人ほどで、県内で約 3 千人～7 千人ほどが発症しているものと考えられる。脳卒中者の 17%程度が発症していることから、全国で年間約 6 万人程度の新規発症者が発生している。（いずれも推計値）

#### 【国動向】

平成 27 年に障害者総合支援法施行後 3 年の見直しにおいて、「失語症への特性とニーズに配慮したきめ細かな見直しを行う」とされた。これに基づき、失語症者に対する意思疎通支援者の養成・派遣事業を実施するよう定められた。

現在、失語症者への公的な支援は実施されていない。失語症者の支援者確保

を行う必要がある。平成29年度に失語症意思疎通支援者養成事業、平成30年度に失語症意思疎通支援者派遣事業が地域活動支援事業において、都道府県必須事業化された。

#### 【拡充内容】

・失語症意思疎通支援者派遣事業の実施  
養成された支援者を、失語症者が活動する場面（役所、病院や会議・団体活動等）へ派遣し、意思疎通の支援をする。

### （2）事業内容

#### ＜失語症意思疎通支援者養成事業＞

厚生労働省が示したカリキュラムに基づき、失語症者に対する意志疎通支援者を養成する。座学、実技を15回（55時間）実施する。

実施主体 岐阜県言語聴覚士会

講座内容 全12回（48時間） ※但し、実習部分は、少人数対応とする。

#### ＜失語症意思疎通支援者養成事業（アドバンスコース）＞

養成者に対し、派遣事業を実施する上での座学（10時間）を実施する。

実施主体 岐阜県言語聴覚士会

講座内容 10時間

#### ＜失語症意思疎通支援者派遣事業＞

失語症者が活動する場面へ支援者を派遣し、意思疎通の支援をする。

### （3）県負担・補助率の考え方

・県 1/2, 国 1/2

### （4）類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	3,635	失語症意思疎通支援者養成事業 1,020 千円 失語症意思疎通支援者派遣事業 2,615 千円
旅費	124	失語症意思疎通支援者養成事業職員旅費
合計	3,759	

## 決定額の考え方

# 事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
失語症意思疎通支援者を養成・派遣し、失語症者への支援を行う。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
失語症意思疎通支援者養成研修修了者(累計)	(H )	22人 (H30)	人 (H )	35人 (R1)	89人 (R5)	39.3%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### (前年度の取組)

<失語症意思疎通支援者養成事業>  
失語症意思疎通支援者養成研修を全15回実施し、13名が受講した。

### (前年度の成果)

<失語症意思疎通支援者養成事業>  
受講者のうち、13名が修了した。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	障害者総合支援法の施行3年後の見直しにおいて、失語症者に配慮したきめ細かい見直しが規定された。これに伴い、今まで実施していなかった失語症者向け意思疎通支援者の養成・派遣が定められた。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	H30年度は22名の養成となり、目標養成人数に及んでいるが、今後もさらなる養成の必要であり、研修開催場所を年度毎に各圏域に展開するなど、全県展開に向けた事業の取組みを実施している。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	派遣事業において、段階的に派遣対象を拡大させる計画であり、ニーズや実態に即した事業内容となっている。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 失語症の多様な症状に合わせた支援者の養成。</li> </ul>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 失語症意思疎通支援者養成事業によって養成された支援者を派遣事業に展開させることで、失語症者の社会参加の促進に繋げる。</li> </ul>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	